

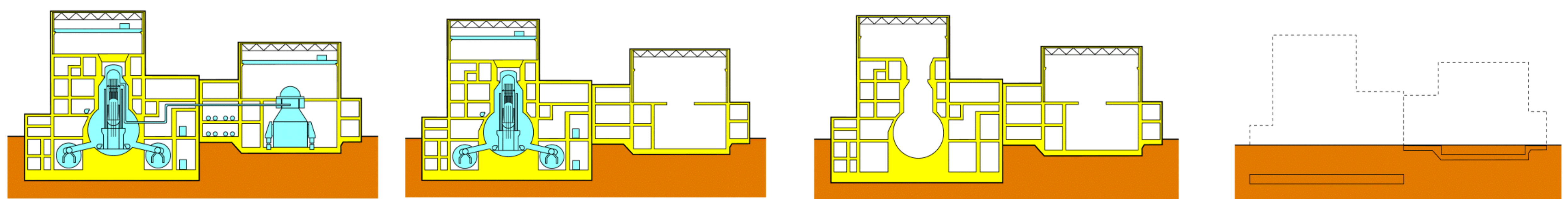
浜岡原子力発電所1, 2号機の 廃止措置の状況について

浜岡原子力発電所の運転・解体で発生する物に順次「クリアランス制度」を適用することで、再利用および廃棄物の低減を進める検討をしています。

クリアランス制度とは

原子力発電所の放射線管理区域で発生した廃材のうち、放射性物質による汚染がきわめてわずかで、人の健康への影響が無視できるものは、国の認定を受けることで放射性物質として扱う必要はなく、一般の物と同様に扱うことができます。

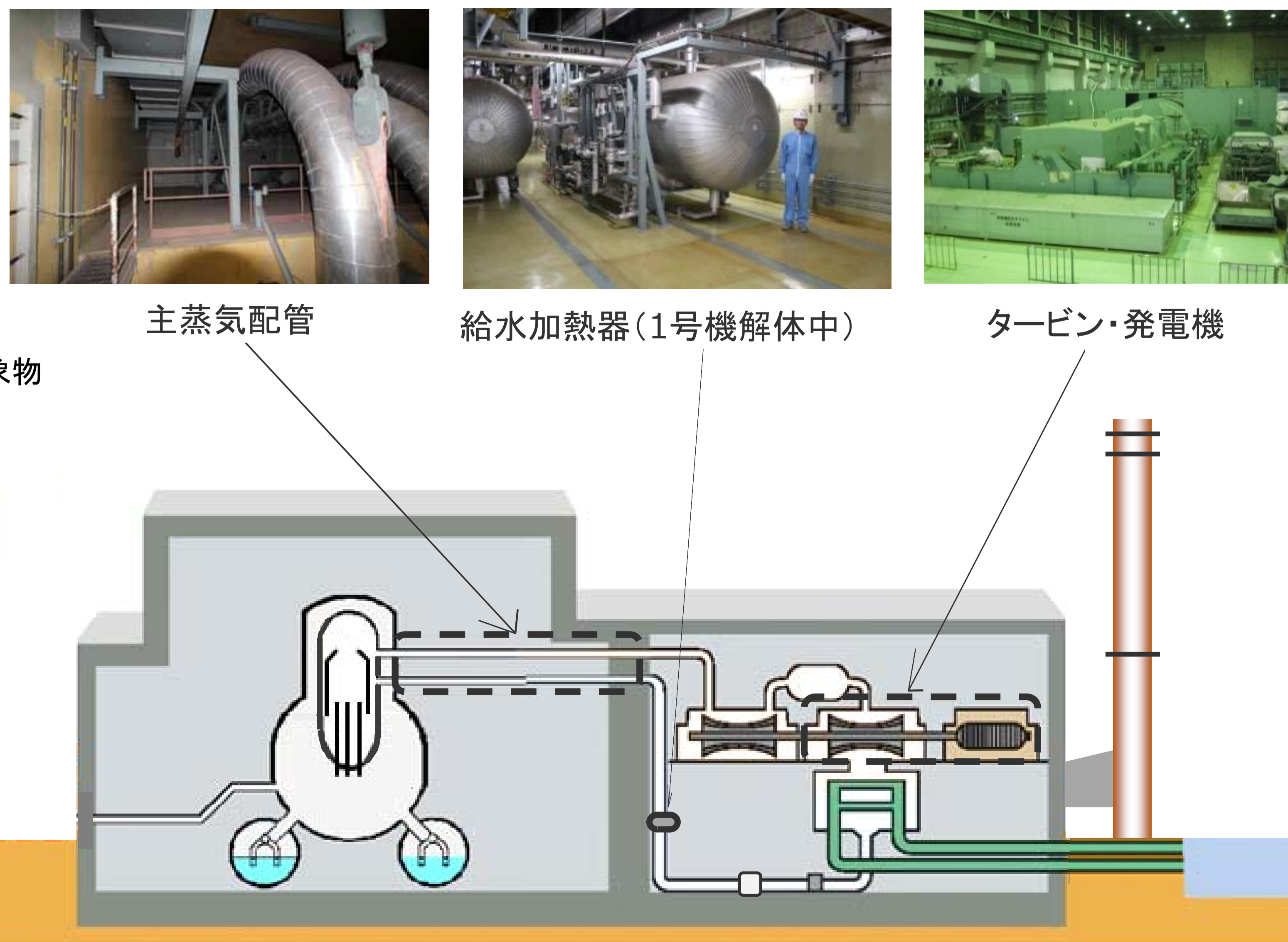
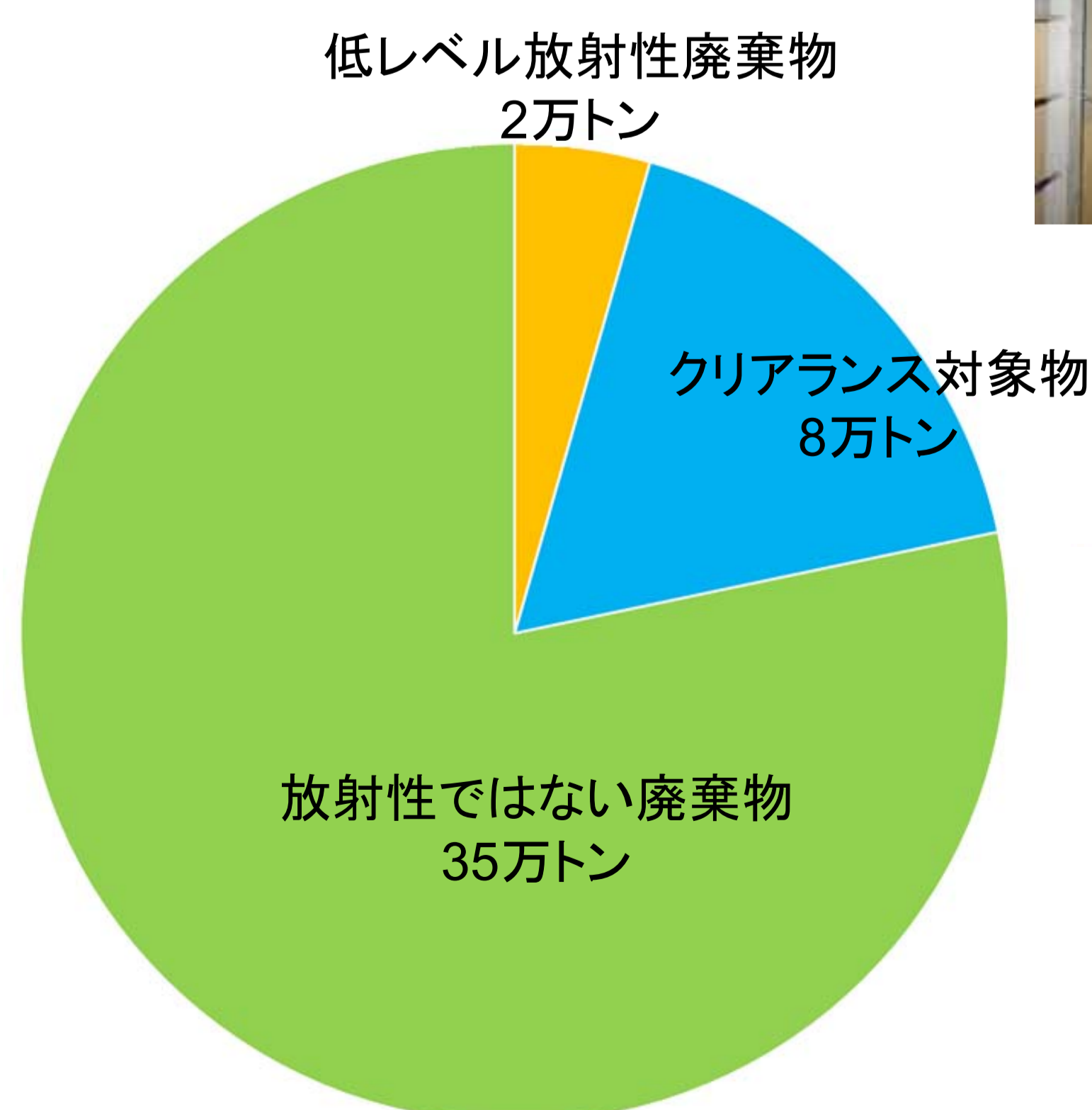
廃止措置の工程



平成21~27年度	平成27~34年度	平成35~41年度	平成42~48年度
第1段階 解体工事準備期間	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間	第3段階 原子炉領域 解体撤去期間	第4段階 建屋等解体撤去期間
▼燃料搬出完了(平成27年2月)			
燃料搬出			
汚染状況の調査・検討			
系統除染			
放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去			
	原子炉領域周辺設備解体撤去		
		原子炉領域解体撤去	建屋等解体撤去
放射性廃棄物の処理処分(運転中廃棄物又は解体廃棄物)			
ゲートモニタ運用開始 (平成26年8月)	▼第2段階変更認可申請(平成27年3月)		
	▼第2段階変更認可申請 認可(平成28年2月3日)		

解体時の物量

合計 約45万トン



現場の解体例

○ほう酸注入系機器解体
(屋内 1号原子炉建屋4階)
解体前

